

丸亀市マンション管理適正化推進計画

令和6年11月

丸亀市

目次

1 計画の趣旨	3
(1) 背景と目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画期間	3
2 現状と課題	4
(1) マンションストックの現状	4
(2) マンションの管理状況	5
(3) マンションを取り巻く課題	7
3 施策と目標	8
(1) 管理状況を把握するために講ずる措置	8
(2) 啓発及び知識の普及	8
(3) 管理計画認定制度の運用や助言、指導等の実施	8
別添 丸亀市マンション管理適正化指針	9
別紙1 助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安	13
別紙2 管理計画の認定の基準	14

1 計画の趣旨

(1) 背景と目的

いまや国民の1割以上が居住していると推計されるマンションは、持家等として定着し、重要な居住形態の一つとなっている一方で、今後は建設後相当の期間が経過した高経年マンションが急激に増大していくものと見込まれています。

老朽化の進む高経年マンションが、入居者の高齢化や管理組合の弱体化、修繕積立金の不足などの理由で適切に維持管理されずに放置されれば、居住者の居住環境だけでなく、周辺環境にも悪影響を及ぼし、さらには、行政が除却を代執行する事態にまで陥ってしまうと、多額の費用負担を伴うなど深刻な問題を引き起こす可能性があります。

こうしたマンションを巡る諸問題が全国的に顕在化する中、国において「マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)」の改正法が令和4年4月に施行され、マンション管理適正化推進計画を策定した地方自治体が、適切な管理計画を有するマンションを認定する「管理計画認定制度」のほか、管理組合等に対する助言・指導等の制度が導入されるなど、地方自治体の関与が強化されることとなりました。

本市においても、法の趣旨に基づいて本計画を策定することで、管理計画認定制度を運用し、管理組合による主体的な適正管理を促進すると共に、状況に応じて助言・指導等を行いながら、マンションの管理適正化を推進します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、市内におけるマンションの管理適正化の推進を図るため、法第3条の2第1項の規定に基づいて定める計画です。

また、本計画はSDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性を同じくするものであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につながります。



(3) 計画期間

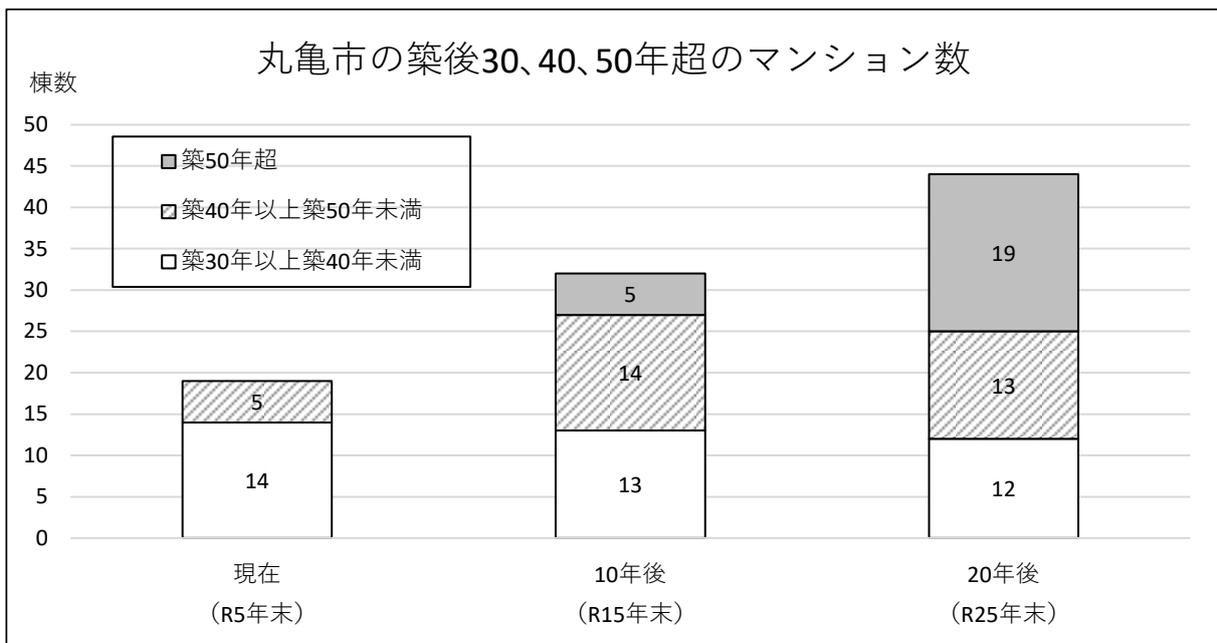
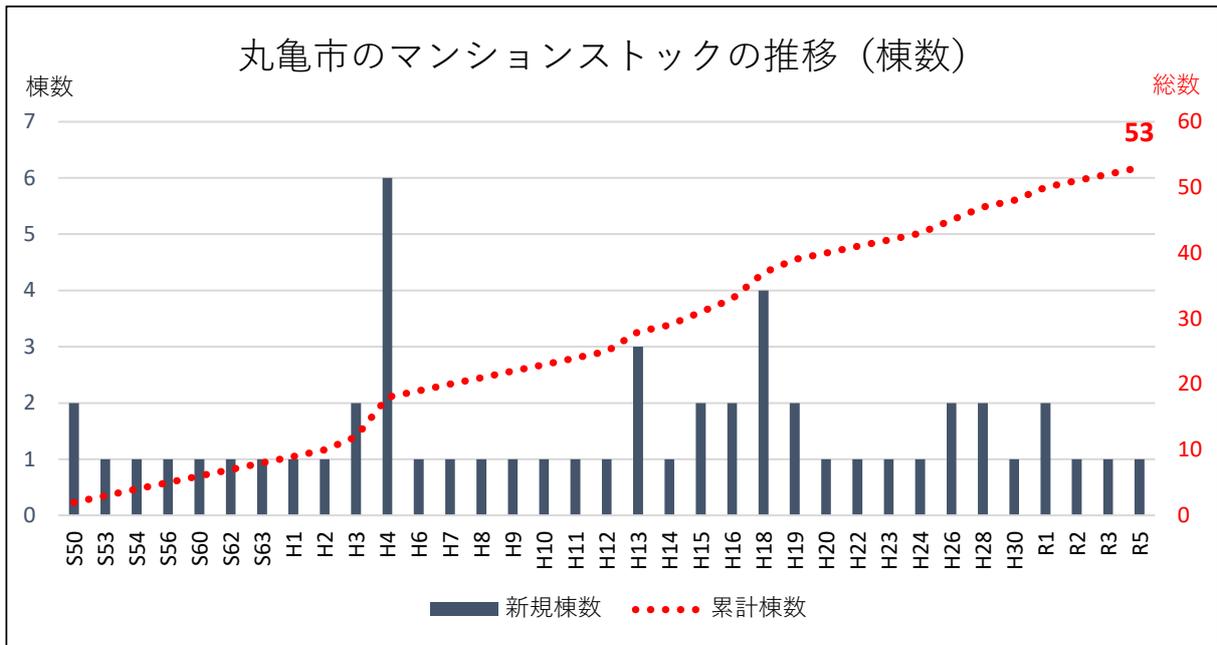
計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、施策の進捗や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 現状と課題

(I) マンションストックの現状

(一社)香川県マンション管理士会のデータによると、本市の令和5年度末のマンションストック数は53棟(2,697戸)で、今後は築30年以上の高経年マンションが増加する見込みとなっています。

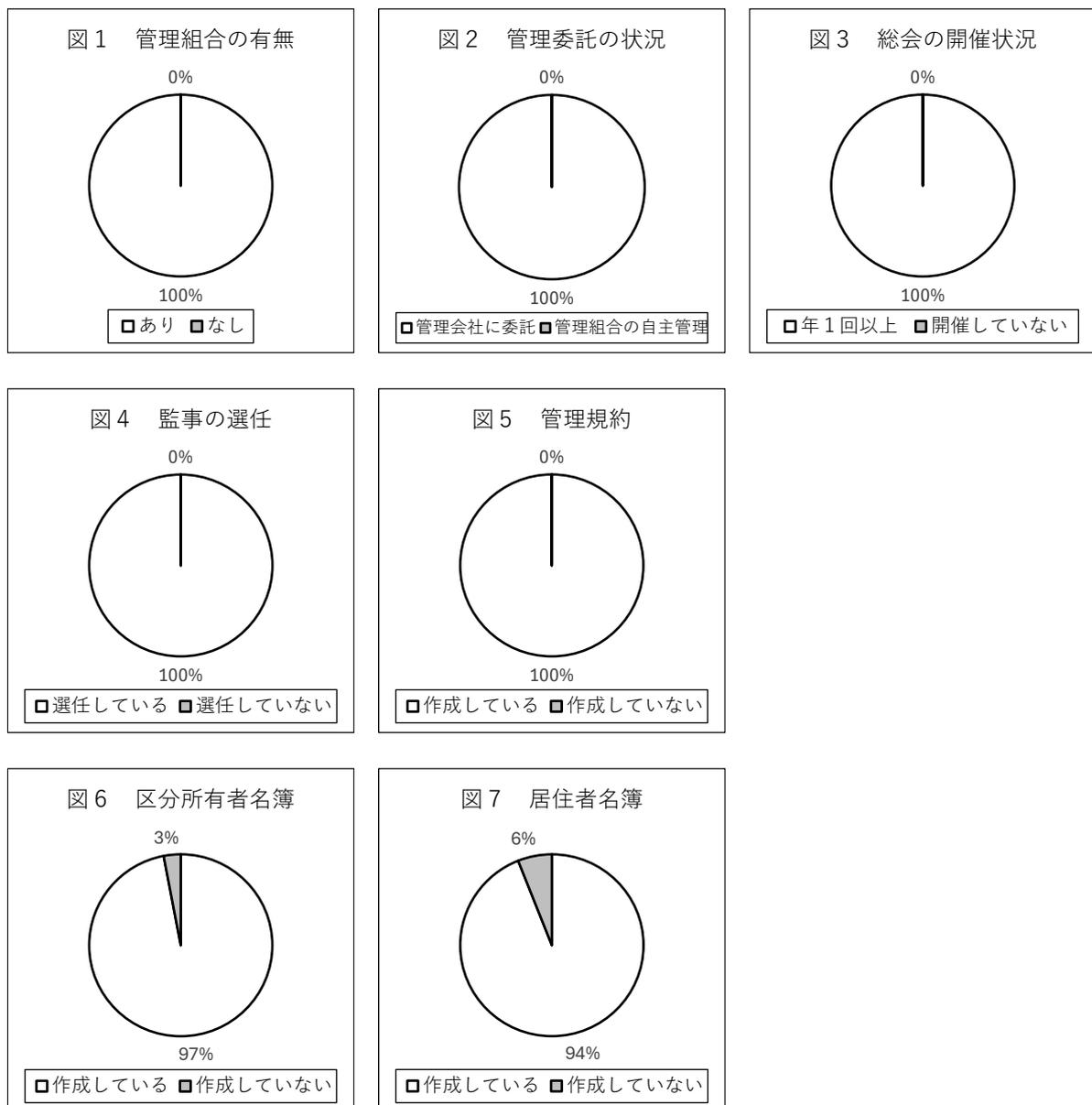


(2) マンションの管理状況

本計画の策定にあたり、市内のマンションの管理状況を把握するため、アンケート調査を実施し、53棟のうち33棟の管理組合から回答を得ました(62.3%)。アンケート結果は、回答のあった33棟についてのデータになります。

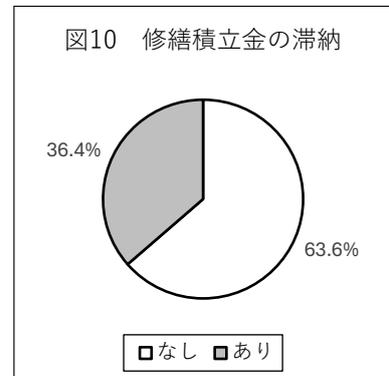
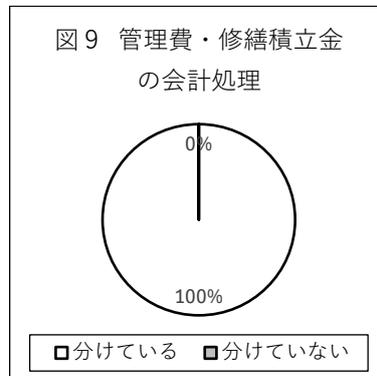
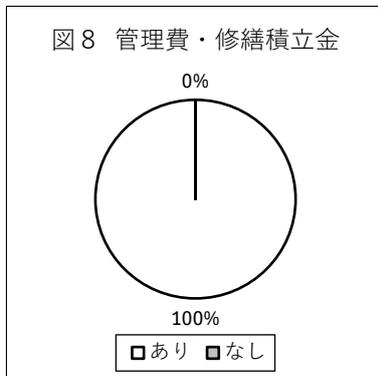
①管理組合の運営

管理組合が設置されていないマンションはありませんが、実際の管理は、全ての管理組合が専門の管理会社に委託しています。また、全ての管理組合で総会が年1回以上開催されており、監事の選任、管理規約の作成が適切に行われています。一方で、区分所有者名簿で1棟(3%)、居住者名簿で2棟(6%)が整備されていない状況です。



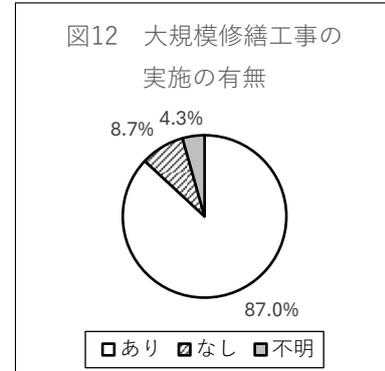
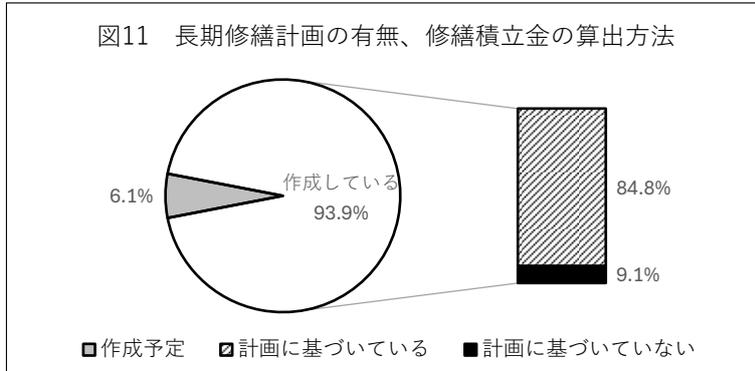
②管理組合の経理

全ての管理組合で管理費及び修繕積立金を徴収しており、収支計算書ではそれぞれ明確に区分して経理が行われています。なお、修繕積立金を3か月以上滞納している住戸があるのは12棟(36.4%)で計18戸となっています。



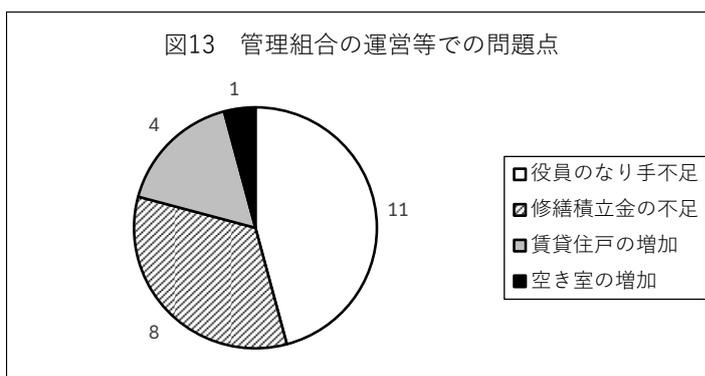
③長期修繕計画の状況

長期修繕計画を作成している管理組合は31棟(93.9%)で、当該計画に基づき修繕積立金を設定しているのは28棟(84.8%)となっています。また、築15年以上経過したマンション(23棟)のうち、過去に大規模修繕工事を実施しているのは20棟(87.0%)となっています。



④管理組合の課題

役員のみ手不足(11棟)、修繕積立金の不足(8棟)などの意見が多くなっています。



(3) マンションを取り巻く課題

本市のマンションストックの現状やアンケート結果に基づくマンションの管理状況を踏まえて、次のとおり本市のマンションを取り巻く課題を整理します。

課題①:管理状況の把握の向上

今回のアンケート調査の回答率は62.3%(33棟)に留まっており、残り20棟の管理状況を把握できていません。管理実態を把握できていないマンションは、既に管理組合が機能していない可能性や居住環境の悪化なども懸念されます。

管理不全のマンションを防ぐためにも、市内のマンションの管理状況をできる限り把握しておく必要があります。

課題②:管理意識の低下、必要な情報の不足

アンケート結果④「管理組合の課題」では、「役員のなり手不足」が最も多くなっており、管理組合の運営に対する参画意識の低下など、適正管理のための主体的な体制を維持することの難しい状況が伺えます。また、マンション管理においては、区分所有者間の合意形成をはじめ、共有部分の取扱い、大規模修繕工事の計画など幅広い知識やスキルを必要とします。

管理組合の基盤強化のため、区分所有者一人ひとりが我が事としてマンション管理を考える意識の醸成や、管理組合を適切に運営するための知識の普及が不可欠と言えます。

課題③:適正管理を損なうリスクの解消

アンケート結果によると、市内のマンションの一部で、「区分所有者や居住者の名簿が整備されていない」、「長期修繕計画が作成されていない」、「修繕積立金の滞納がある」など、適正管理が危ぶまれる状況が見られます。

こうしたリスクを解消するため、管理組合の適正管理を促す取組や管理体制をチェックする取組が求められます。

3 施策と目標

市内のマンションを取り巻く課題の解決を図り、マンションの管理適正化を推進するため、市では以下の施策に取り組みます。また、管理組合等がマンションの管理適正化に取り組むうえで留意すべき事項として、別添のとおり「丸亀市マンション管理適正化指針」を定めます。本指針は、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

(1) 管理状況を把握するために講ずる措置

今回のアンケート調査で回答を得られなかった管理組合等に対しては、個別訪問を行うなど管理状況の把握に努めます。また、今後は、5年に1回程度を目安として、全てのマンションの管理組合等に対し、管理状況を把握するためのアンケート調査を継続的に実施します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
アンケート調査の回収率	62.3%	80.0%

(2) 啓発及び知識の普及

マンションの適正管理に必要な意識の醸成や知識の普及のため、機会を捉えてマンション管理に関する情報を提供しながら、専門家による相談会などを通じて管理組合の運営課題の解消を図り、管理能力の向上を目指します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
広報紙、相談会・セミナーなど普及啓発活動の実施回数	0回	年1回以上

(3) 管理計画認定制度の運用や助言・指導等の実施

管理計画認定制度の認定は一定の管理基準を満たす必要があるため、当該制度を通じて管理組合による自主的な適正管理を促進することが、管理組合の課題の解消につながります。認定されたマンションは、市場での評価につながり、流通が促進されるほか、改修費用の融資金利や積立利率の優遇措置などにより、管理体制の強化が図られます。

一方で、管理不全が懸念されるマンションに対しては、状況に応じて助言・指導等を行いながらマンションの管理適正化を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
管理計画の認定件数(累計)	0件	5件

別添

丸亀市マンション管理適正化指針

本マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、本市がマンション管理適正化法第5条の2に基づき、管理組合の管理者等に対して助言、指導等を行う場合の判断基準の目安を別紙1に、同法第5条の4に基づき管理計画を認定する際の基準を別紙2に示すものである。

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (2) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
- (3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (4) さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関であ

る。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2) 管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

(5) 長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保

するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(7) 良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

一方、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(8) その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあつては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法(管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。)をもって管理委託契約を締結することが重要である。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある。

管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。

万一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

**マンション管理適正化法第5条の2に基づく
助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安**

マンション管理適正化法第5条の2に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること
- (2) 集会を年に1回以上開催すること

2 管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと

3 管理組合の経理

管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと

マンション管理適正化法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準

マンション管理適正化法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること
- (2) 監事が選任されていること
- (3) 集会在年1回以上開催されていること

2 管理規約

- (1) 管理規約が作成されていること
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などきの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること

3 管理組合の経理

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- (2) 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
- (2) 香川県マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること